

地方独立行政法人法改正以降の評価委員会の所掌事務等

1 所掌事務（主なもの）

- (1) 各事業年度に係る法人の業務の実績に関する評価の際の意見聴取
（地方独立行政法人法第28条第4項）

《平成29年度まで》

地方独立行政法人（以下「法人」という。）は、各事業年度の業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。



《平成30年度以降》

法人は、各事業年度の業務の実績について、設立団体の長（府中市長。以下「市長」と読み替える。）の評価を受けなければならない。

ただし、中期目標※期間の最後の事業年度の直前の事業年度（平成30年度）の評価の際は、加えて、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行う必要があり、その際には、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

※ 中期目標： 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条で定められている期間（府中市における現在の期間では平成28年度～平成31年度の4年間）において、市長が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示したもの。

法人は、中期目標に基づき、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成しなければならない。

ただし、昨年度の評価委員会において、1年に一度は評価委員の皆様にお集まりいただき、評価に対するご意見をいただくということになりましたので、地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会条例を改正し、「当該事業年度における業務の実績などに係る市長による評価に際し、意見を述べること。」といった規定を新たに設けさせていただいています。

- (2) 市長による中期目標の策定・変更の際の意見聴取（法第25条第3項）

⇒変更なし

※ 来年度に次期中期目標策定予定

- (3) 市長が中期目標期間終了までに法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他業務及び組織の全般にわたる検討を行う際の意見聴取(法第30条第2項)

《平成29年度まで》

市長は、法人の中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

市長は、当該検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。



《平成30年度以降》

市長は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

市長は、当該検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- (4) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に際しての意見聴取
(法第42条の2第5項)

⇒変更なし

- (5) 法人が重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの市長による認可の際の意見聴取(法第44条第2項)

⇒変更なし

- (6) 報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出た際の市長に対する意見の申し出(法第56条第1項)

⇒変更なし

2 所掌事務でなくなったもの（主なもの）

- (1) 業務方法書に対して市長が認可する際の意見聴取
（法第22条第3項）⇒削除
- (2) 中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見聴取
（法第26条第3項）⇒削除
- (3) 市長による財務諸表の承認の際の意見聴取
（法第34条第3項）⇒削除
- (4) 損益計算において損失が生じた際の積立金減額による整理や繰越欠損金としての整理に対して市長が承認する際の意見聴取
（法第40条第5項）⇒削除
- (5) 限度額を超えての短期借り入れ又は短期借入金の借り換えに当たって市長が認可する際の意見聴取
（法第41条第4項）⇒削除